

税関関係法令に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）

改 正 案	現 行
-------	-----

目次

第一章～第三章 （省略）  
 第四章 処分通知等その他の通知（第七条・第八条）  
 附則

第四章 処分通知等その他の通知

（処分通知等の指定）  
 第七条 （省略）  
 （納付情報の通知）

第八条 税関長は、第三条に規定する申請等又は前条に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料又は登録免許税の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料又は登録免許税に係る納付番号その他の納付情報を、情報通信技術利用法第三条第一項又は第四条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、通知するものとする。

別表（第三条、第七条関係）

番号	申 請 等
一 ～ 二五	（省略）

目次

第一章～第三章 同上  
 第四章 処分通知等（第七条）  
 附則

第四章 処分通知等

（処分通知等の指定）  
 第七条 同上

別表（第三条、第七条関係）

番号	申 請 等
一 ～ 二五	同 上

二六	関税法第二十条第一項の規定による許可の申請
二七	関税法第二十条第二項の規定による届出（警察官に対するものを除く。）
二八	関税法第二十条第三項において準用する同条第二項の規定による届出（警察官に対するものを除く。）
二九	関税法第二十一条の規定による届出（船用品又は機用品その他これに類するものに係るものに限るものとし、警察官に対するものを除く。）
三〇	関税法第二十二条の規定による届出
三一	関税法第二十三条第一項の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十五条の二第一項の規定による酒類等の数量及び価額等の付記を含む。）
三二	関税法第二十三条第二項の規定による申告（租税特別措置法施行令第四十五条の二第一項の規定による酒類等の数量及び価額等の付記を含むものとし、税関に対するものに限る。）
三三	関税法第二十三条第四項後段の規定による延長の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
三四	関税法第二十三条第六項ただし書に規定する戻入れ若しくは亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
三五	関税法第二十四条第一項及び第四項の規定による許可の申請（口頭によるものを除く。）
三六	関税法第二十四条第二項の規定による許可の申請（口頭によるものを除く。）

二六	関税法第二十条第一項の規定による届出（警察官に対するものを除く。）
二七	関税法第二十条第三項において準用する同条第二項の規定による届出（警察官に対するものを除く。）
二八	関税法第二十一条の規定による届出（船用品又は機用品その他これに類するものに係るものに限るものとし、警察官に対するものを除く。）
二九	関税法第二十二条の規定による届出
三〇	関税法第二十三条第一項の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十五条の二第一項の規定による酒類等の数量及び価額等の付記を含む。）
三一	関税法第二十三条第二項の規定による申告（租税特別措置法施行令第四十五条の二第一項の規定による酒類等の数量及び価額等の付記を含むものとし、税関に対するものに限る。）
三二	関税法第二十三条第四項後段の規定による延長の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
三三	関税法第二十三条第六項ただし書に規定する戻入れ若しくは亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
三四	関税法第二十四条第一項及び第四項の規定による許可の申請（口頭によるものを除く。）
三五	関税法第二十四条第二項の規定による許可の申請（口頭によるものを除く。）

三七	関税法第二十五条の規定による届出
三八	関税法第三十二条の規定による許可の申請（航空運送貨物に係るものに限るものとし、口頭によるものを除く。）
三九	関税法第三十四条の規定による届出
四〇	関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第三十二条の規定による許可の申請（航空運送貨物に係るものに限るものとし、口頭によるものを除く。）
四一	関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第三十四条の規定による届出
四二	関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による減却の承認の申請
四三	関税法第三十八条第一項ただし書の規定による承認の申請
四四	関税法第四十条第二項の規定による許可の申請（航空運送貨物に係るものに限る。）
四五	関税法第四十一条の二において読み替えて準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による減却の承認の申請
四六	関税法第四十二条第一項の規定による許可の申請
四七	関税法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
四八	関税法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
四九	関税法第四十三条の三第一項の規定による延長期間の指定の申請
五〇	関税法第四十四条第一項の規定による届出
五一	関税法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による減却の承認の申請
五二	関税法第四十六条の規定による届出
五三	関税法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
五四	関税法第四十九条において準用する同法第四十条第一項の規定による

三六	関税法第二十五条の規定による届出
三七	関税法第三十二条の規定による許可の申請（航空運送貨物に係るものに限るものとし、口頭によるものを除く。）
三八	関税法第三十四条の規定による届出
三九	関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第三十二条の規定による許可の申請（航空運送貨物に係るものに限るものとし、口頭によるものを除く。）
四〇	関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第三十四条の規定による届出
四一	関税法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による減却の承認の申請
四二	関税法第三十八条第一項ただし書の規定による承認の申請
四三	関税法第四十条第二項の規定による許可の申請（航空運送貨物に係るものに限る。）
四四	関税法第四十一条の二において読み替えて準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による減却の承認の申請
四五	関税法第四十二条第一項の規定による許可の申請
四六	関税法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
四七	関税法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
四八	関税法第四十三条の三第一項の規定による延長期間の指定の申請
四九	関税法第四十四条第一項の規定による届出
五一	関税法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による減却の承認の申請
五二	関税法第四十六条の規定による届出
五三	関税法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
五四	関税法第四十九条において準用する同法第四十条第二項の規定による

五五	許可の申請（航空運送貨物に係るものに限る。） 関税法第五十六条第一項の規定による許可の申請
五六	関税法第五十八条の規定による届出（口頭によるものを除く。）
五七	関税法第五十九条第二項の規定による承認の申請
五八	関税法第六十一条第一項の規定による許可の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
五九	関税法第六十一条の第二項の規定による報告
六〇	関税法第六十二条において準用する同法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
六一	関税法第六十二条において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
六二	関税法第六十二条において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
六三	関税法第六十二条において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
六四	関税法第六十二条において準用する同法第四十六条の規定による届出
六五	関税法第六十二条において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
六六	関税法第六十二条の二第一項の規定による許可の申請
六七	関税法第六十二条の四第一項の規定による報告
六八	関税法第六十二条の五の規定による許可の申請
六九	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
七〇	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による承認の申請
七一	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十六条の規定による届出

五四	許可の申請（航空運送貨物に係るものに限る。） 関税法第五十六条第一項の規定による許可の申請
五五	関税法第五十八条の規定による届出（口頭によるものを除く。）
五六	関税法第五十九条第二項の規定による承認の申請
五七	関税法第六十一条第一項の規定による許可の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
五八	関税法第六十一条の第二項の規定による報告
五九	関税法第六十二条において準用する同法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
六〇	関税法第六十二条において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
六一	関税法第六十二条において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
六二	関税法第六十二条において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
六三	関税法第六十二条において準用する同法第四十六条の規定による届出
六四	関税法第六十二条において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
六五	関税法第六十二条の二第一項の規定による許可の申請
六六	関税法第六十二条の四第一項の規定による報告
六七	関税法第六十二条の五の規定による許可の申請
六八	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
六九	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による承認の申請
七〇	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十六条の規定による届出

七二	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
七三	関税法第六十二条の八第一項の規定による許可の申請
七四	関税法第六十二条の十一の規定による届出
七五	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
七六	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
七七	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
七八	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
七九	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十六条の規定による届出
八〇	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十八条の二第四項の規定による承認の申請
八一	関税法第六十二条の十五において準用する同法第五十九条第二項の規定による承認の申請
八二	関税法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条第一項の規定による許可の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八三	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第六十一条の二第二項の規定による報告
八四	関税法第六十二条の十五において準用する同法第六十二条の五の規定による許可の申請
八五	関税法第六十三条第一項の規定による申告（輸入品に対する内国消費税

七一	関税法第六十二条の七において準用する同法第四十八条の二第二項及び第四項の規定による承認の申請
七二	関税法第六十二条の八第一項の規定による許可の申請
七三	関税法第六十二条の十一の規定による届出
七四	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十二条第二項ただし書の規定による許可の更新の申請
七五	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間延長の申請
七六	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出
七七	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
七八	関税法第六十二条の十五において準用する同法第四十六条の規定による届出
七九	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第四十八条の二第四項の規定による承認の申請
八〇	関税法第六十二条の十五において準用する同法第五十九条第二項の規定による承認の申請
八一	関税法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条第一項の規定による許可の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八二	関税法第六十二条の十五において読み替えて準用する同法第六十一条の二第二項の規定による報告
八三	関税法第六十二条の十五において準用する同法第六十二条の五の規定による許可の申請
八四	関税法第六十三条第一項の規定による申告（輸入品に対する内国消費税

八六	税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含むものとし、仮陸揚貨物のうち、船用品等の運送に係るものに限る。） 関税法第六十三条第四項の規定による期間延長の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八七	関税法第六十四条第一項の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含むものとし、税関に対するものに限る。）
八八	関税法第六十四条第二項において準用する同法第六十三条第四項後段の規定による延長の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八九	関税法第六十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出
九〇	関税法第六十五条第一項ただし書の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
九一	関税法第六十六条第一項の規定による申告（航空運送貨物に係るものに限る。）
九二	関税法第六十七条の規定による申告（旅客及び乗組員の別送品並びに託送品（船舶の旅客及び乗組員による輸出に係るものを除く。）に係るもの並びに口頭によるものを除く。）
九三	関税法第六十八条第二項の規定による課税標準の決定のため必要な書類の提出
九四	関税法第六十九条第二項の規定による検査の許可の申請
九五	関税法第七十五条において準用する同法第六十七条の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十二条の

八五	税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含むものとし、仮陸揚貨物のうち、船用品等の運送に係るものに限る。） 関税法第六十三条第四項の規定による期間延長の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八六	関税法第六十四条第一項の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含むものとし、税関に対するものに限る。）
八七	関税法第六十四条第二項において準用する同法第六十三条第四項後段の規定による延長の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
八八	関税法第六十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出
八九	関税法第六十五条第一項ただし書の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
九一	関税法第六十六条第一項の規定による申告（航空運送貨物に係るものに限る。）
九二	関税法第六十七条の規定による申告（旅客及び乗組員の別送品並びに託送品（船舶の旅客及び乗組員による輸出に係るものを除く。）に係るもの並びに口頭によるものを除く。）
九三	関税法第六十八条第二項（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による課税標準の決定のため必要な書類の提出
九四	関税法第七十五条において準用する同法第六十七条の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十二条の

九六	規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。 関税法第七十五条において準用する同法第六十八条第一項の規定による課税標準の決定のため必要な書類の提出
九七	関税法第七十五条において準用する同法第六十九条第一項の規定による検査の許可の申請
九八	関税法第七十七条第六項の規定による承認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第五条の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）
九九	関税法第九十八条第一項の規定による臨時開庁の承認の申請
一〇〇	関税法第一百一条第三項の規定による手数料免除の申請
一〇一	関税法第一百一条第一項に規定する交付及び閲覧の申請
一〇二	関税法第一百一条の二各項の規定による手数料の還付、軽減又は免除の書類の提出
一〇三	関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第二条第三項の規定による承認の申請
一〇四	関税法施行令第四条第三項の規定による包括申告書の提出
一〇五	関税法施行令第四条第五項の規定による届出
一〇六	関税法施行令第四条の二第四項において準用する同令第四条第三項の規定による包括申告書の提出
一〇七	関税法施行令第四条の二第四項において準用する同令第四条第五項の規定による届出
一〇八	関税法施行令第四条の五第四項の規定による届出
一〇九	関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
一一〇	関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
一一一	関税法施行令第十条第一項の規定による書面の提出
一一二	関税法施行令第十二条第二項の規定による陳述書の提出
一一三	関税法施行令第二十一条の六の規定による帳簿の写しの提出
一一四	関税法施行令第二十一条の二第四項の規定による変更の届出

九四	規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。 関税法第七十七条第六項の規定による承認の申請（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令第五条の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）
九五	関税法第一百一条第三項の規定による手数料免除の申請
九六	関税法第一百一条第一項に規定する閲覧の申請
九七	関税法第一百一条の二各項の規定による手数料の還付、軽減又は免除の書類の提出
九八	関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第二条第三項の規定による承認の申請
九九	関税法施行令第四条第三項の規定による包括申告書の提出
一〇〇	関税法施行令第四条第五項の規定による届出
一〇一	関税法施行令第四条の二第四項において準用する同令第四条第三項の規定による包括申告書の提出
一〇二	関税法施行令第四条の二第四項において準用する同令第四条第五項の規定による届出
一〇三	関税法施行令第四条の五第四項の規定による届出
一〇四	関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
一〇五	関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
一〇六	関税法施行令第十条第一項の規定による書面の提出
一〇七	関税法施行令第十二条第二項の規定による陳述書の提出
一〇八	関税法施行令第二十一条の六の規定による帳簿の写しの提出
一〇九	関税法施行令第二十一条の二第四項の規定による変更の届出

一一五	関税法施行令第二十九条の三の規定による派出の申請
一一六	関税法施行令第三十九条第二項の規定による届出
一一七	関税法施行令第四十九条第三項の規定による変更の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一一八	関税法施行令第五十一条において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一一九	関税法施行令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請
一二〇	関税法施行令第五十一条の八において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一二一	関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一二二	関税法施行令第五十一条の十五において読み替えて準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一二三	関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請
一二四	関税法施行令第七十八条第一項の規定による見積書の提出
一二五	関税法施行令第八十一条において準用する同令第七十八条第一項の規定による見積書の提出
一二六	関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第六条の規定による承認の申請
一二七	税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第十四条第一項の規定による承認の申請

一一一	関税法施行令第二十九条の三の規定による派出の申請
一一二	関税法施行令第三十九条第二項の規定による届出
一一三	関税法施行令第四十九条第三項の規定による変更の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一一四	関税法施行令第五十一条において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一一五	関税法施行令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請
一一六	関税法施行令第五十一条の八において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一一七	関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
一一八	関税法施行令第五十一条の十五において読み替えて準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一二九	関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による変更の申請
一二〇	関税法施行令第七十八条第一項の規定による見積書の提出
一二一	関税法施行令第八十一条において準用する同令第七十八条第一項の規定による見積書の提出
一二二	関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第六条の規定による承認の申請

二二八	税関関係手数料令第十四条第二項の規定による還付の請求
二二九	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第三条の三第一項ただし書の規定による申し出（郵便物に限る。）
二三〇	関税定率法第七条第二十九項の規定による還付の請求
二三一	関税定率法第八条第三十二項の規定による還付の請求
二三二	関税定率法第十条第二項、第三項及び第四項の規定による払戻し、減額又は控除の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十八条第三項（同令第十九条の二第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による還付の金額及び計算の基礎の付記を含む。）
二三三	関税定率法第十一条の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の四第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
二三四	関税定率法第十三条第一項の規定による承認の申請
二三五	関税定率法第十三条第四項の規定による承認の申請
二三六	関税定率法第十三条第五項の規定による製造終了の届出
二三七	関税定率法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請
二三八	関税定率法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
二三九	関税定率法第十五条第二項ただし書の規定による関税の軽減の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
二四〇	関税定率法第十六条第二項ただし書の規定による関税の軽減の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
二四一	関税定率法第十七条第一項の規定による期間延長の承認の申請
二四二	関税定率法第十七条第五項において読み替えて準用する同法第十三条

二二三	税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第十四条第二項の規定による還付の請求
二二三	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第三条の三第一項ただし書の規定による申し出（郵便物に限る。）
二二四	関税定率法第七条第二十九項の規定による還付の請求
二二五	関税定率法第八条第三十二項の規定による還付の請求
二二六	関税定率法第十条第二項、第三項及び第四項の規定による払戻し、減額又は控除の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十八条第三項（同令第十九条の二第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による還付の金額及び計算の基礎の付記を含む。）
二二七	関税定率法第十一条の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の四第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
二二八	関税定率法第十三条第一項の規定による承認の申請
二二九	関税定率法第十三条第四項の規定による承認の申請
二三〇	関税定率法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請
二三一	関税定率法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
二三二	関税定率法第十五条第二項ただし書の規定による関税の軽減の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
二三三	関税定率法第十六条第二項ただし書の規定による関税の軽減の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
二三四	関税定率法第十七条第一項の規定による期間延長の承認の申請
二三五	関税定率法第十七条第五項において読み替えて準用する同法第十三条

一四三	第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項及び第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四四	関税込率法第十八条第三項において準用する同法第十七条第五項において読み替えて準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の五の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四五	関税込率法第十九条第一項、第五項及び第六項の規定による関税の払戻し、減額又は控除の申請
一四六	関税込率法第十九条第一項の規定による承認の申請 関税込率法第十九条第二項において準用する同法第十三条第四項の規定による承認の申請
一四七	関税込率法第十九条第二項において準用する同法第十三条第五項の規定による製造終了の届出
一四八	関税込率法第十九条第二項において準用する同法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請
一四九	関税込率法第十九条第四項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
一五〇	関税込率法第十九条の二第二項から第四項までの規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十三条第一項（同令第二十三条の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一五一	関税込率法第十九条の二第五項において準用する関税法第五十八条の規定による届出

一三六	第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十四条第一項及び第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一三七	関税込率法第十八条第三項において準用する同法第十七条第五項において読み替えて準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の五の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一三八	関税込率法第十九条第一項、第五項及び第六項の規定による関税の払戻し、減額又は控除の申請
一三九	関税込率法第十九条第一項の規定による承認の申請 関税込率法第十九条第二項において準用する同法第十三条第四項の規定による承認の申請
一四〇	関税込率法第十九条第二項において準用する同法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請
一四一	関税込率法第十九条第四項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
一四二	関税込率法第十九条の二第二項から第四項までの規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十三条第一項（同令第二十三条の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四三	関税込率法第十九条の二第五項において準用する関税法第五十八条の規定による届出

一五二	関税法第十九条の三第一項の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の五の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一五三	関税法第二十条第一項の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十八条の二の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一五四	関税法第二十条第二項、第三項及び第五項の規定による廃棄の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十七条第二項（同令第二十八条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一五五	関税法第二十条第二項、第三項及び第五項の規定による払戻し等の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十七条第二項（同令第二十八条の三第一項及び第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一五六	関税法第二十条の二第二項ただし書の規定による承認の申請
一五七	関税法第二十条の二第三項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
一五八	関税法第二十条の三第一項の規定による確認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十六条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一五九	関税法第二十一条の二第一項の規定による申立書の提出
一六〇	関税法第二十一条の二第四項の規定による点検の申請
一六一	関税法第二十一条の三第五項の規定による届出書の提出
一六二	関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第三条第三項の規定による申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施

一四四	関税法第十九条の三第一項の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の五の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四五	関税法第二十条第一項の規定による期間延長の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十八条の二の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四六	関税法第二十条第二項、第三項及び第五項の規定による廃棄の承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十七条第二項（同令第二十八条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四七	関税法第二十条第二項、第三項及び第五項の規定による払戻し等の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十七条第二項（同令第二十八条の三第一項及び第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一四八	関税法第二十条の二第二項ただし書の規定による承認の申請
一四九	関税法第二十条の二第三項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
一五〇	関税法第二十条の三第一項の規定による確認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十六条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一五一	関税法第二十一条の二第一項の規定による申立書の提出
一五二	関税法第二十一条の二第四項の規定による点検の申請
一五三	関税法第二十一条の三第五項の規定による届出書の提出
一五四	関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第三条第三項の規定による申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施

行令第十七条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。）

一六三 関税定率法施行令第三条の二第一項の規定による届出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）

一六四 関税定率法施行令第三条の三において読み替えて準用する同令第三条の二第一項の規定による届出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の二第一項において読み替えて準用する第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）

一六五 関税定率法施行令第三条の四において読み替えて準用する同令第三条の二第一項の規定による届出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の二第二項において読み替えて準用する第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）

一六六 関税定率法施行令第五条第一項の規定による確認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の四第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

一六七 関税定率法施行令第十一条の二の規定による届出  
一六八 関税定率法施行令第十六条の五の規定による関税の額についての税関の証明の申請

一六九 関税定率法施行令第二十五条第一項に規定する申請書の提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

一七〇 関税定率法施行令第二十六条第一項の規定による届出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

行令第十七条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。）

一五五 関税定率法施行令第三条の二第一項の規定による届出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）

一五六 関税定率法施行令第三条の三において読み替えて準用する同令第三条の二第一項の規定による届出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の二第一項において読み替えて準用する第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）

一五七 関税定率法施行令第三条の四において読み替えて準用する同令第三条の二第一項の規定による届出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の二第二項において読み替えて準用する第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）

一五八 関税定率法施行令第五条第一項の規定による確認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の四第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

一五九 関税定率法施行令第十一条の二の規定による届出  
一六〇 関税定率法施行令第十六条の五の規定による関税の額についての税関の証明の申請

一六一 関税定率法施行令第二十五条第一項に規定する申請書の提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

一六二 関税定率法施行令第二十六条第一項の規定による届出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

一七一	関稅定率法施行令第二十六條第三項の規定による届出
一七二	関稅定率法施行令第二十六條第四項の規定による報告
一七三	関稅定率法施行令第二十六條第五項の規定による届出（輸入品に対する内国消費稅の徵收等に関する法律施行令第十三條第三項の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一七四	関稅定率法施行令第三十七條第一項の規定による届出（輸入品に対する内国消費稅の徵收等に関する法律施行令第十三條第三項の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一七五	関稅定率法施行令第三十九條第三項に規定する届出書の提出
一七六	関稅定率法施行令第四十一條において準用する同令第三十九條第三項に規定する届出書の提出
一七七	関稅定率法施行令第四十七條の二の規定による承認の申請
一七八	関稅定率法施行令第四十九條において準用する同令第十一条第三項の規定による関稅の輕減の申請
一七九	関稅定率法施行令第四十九條において準用する同令第十一条の二の規定による届出
一八〇	関稅定率法施行令第五十條の二第一項の規定による報告書の提出
一八一	関稅定率法施行令第五十三條の二第一項の規定による貨物製造報告書又は貨物製造證明書の提出
一八二	関稅定率法施行令第五十三條の三第五項の規定による確認の申請
一八三	関稅定率法施行令第五十三條の四第二項において読み替えて準用する同令第五十三條第一項の規定による承認の申請
一八四	関稅定率法施行令第五十四條の二第一項及び第三項に規定する税關長の確認の申請（輸入品に対する内国消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十條の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一八五	出 関稅定率法施行令第五十四條の八第二項の規定による製造報告書の提出
一八六	関稅定率法施行令第五十四條の十において読み替えて準用する同令第

一六三	関稅定率法施行令第二十六條第三項の規定による届出
一六四	関稅定率法施行令第二十六條第四項の規定による報告
一六五	関稅定率法施行令第二十六條第五項の規定による届出（輸入品に対する内国消費稅の徵收等に関する法律施行令第十三條第三項の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一六六	関稅定率法施行令第三十七條第一項の規定による届出（輸入品に対する内国消費稅の徵收等に関する法律施行令第十三條第三項の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一六七	関稅定率法施行令第三十九條第三項に規定する届出書の提出
一六八	関稅定率法施行令第四十一條において準用する同令第三十九條第三項に規定する届出書の提出
一六九	関稅定率法施行令第四十七條の二の規定による承認の申請
一七〇	関稅定率法施行令第四十九條において準用する同令第十一条第三項の規定による関稅の輕減の申請
一七一	関稅定率法施行令第四十九條において準用する同令第十一条の二の規定による届出
一七二	関稅定率法施行令第五十條の二第一項の規定による報告書の提出
一七三	関稅定率法施行令第五十三條の二第一項の規定による貨物製造報告書又は貨物製造證明書の提出
一七四	関稅定率法施行令第五十三條の三第五項の規定による確認の申請
一七五	関稅定率法施行令第五十三條の四第二項において読み替えて準用する同令第五十三條第一項の規定による承認の申請
一七六	関稅定率法施行令第五十四條の二第一項及び第三項に規定する税關長の確認の申請（輸入品に対する内国消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十條の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一七七	出 関稅定率法施行令第五十四條の八第二項の規定による製造報告書の提出
一七八	関稅定率法施行令第五十四條の十において読み替えて準用する同令第

一八七	五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出 関稅定率法施行令第五十四條の十一において読み替えて準用する同令第五十四條の八第二項の規定による製造報告書の提出
一八八	関稅定率法施行令第五十四條の十三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十六條の四の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一八九	関稅定率法施行令第五十四條の十七において準用する同令第五十四條の十三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十六條の八において準用する同令第二十六條の四の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一九〇	関稅定率法施行令第五十六條第一項及び第二項に規定する届出
一九一	関稅定率法施行令第五十六條の三において読み替えて準用する同令第五十六條第一項及び第二項に規定する届出
一九二	関稅定率法施行令第五十六條の四において読み替えて準用する同令第五十六條第一項及び第二項に規定する届出
一九三	関稅定率法施行令第六十條の規定による報告
一九四	関稅定率法施行令第六十一條において準用する同令第十一條の二の規定による届出
一九五	関稅定率法施行令第六十一條の三第一項の規定による証拠を提出する旨を記載した書面の提出
一九六	関稅定率法施行令第六十一條の七第四項の規定による確認の申請書の提出
一九七	関稅定率法施行令第六十一條の八第一項の規定による申立書の提出
一九八	関稅定率法施行令第六十一條の九第一項の規定により承認を受けたい旨を記載した書面の提出
一九九	関稅定率法施行令第六十一條の九第二項の規定により承認を受けたい旨等を記載した書面の提出
二〇〇	関稅定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二條の三の

一七九	五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出 関稅定率法施行令第五十四條の十一において読み替えて準用する同令第五十四條の八第二項の規定による製造報告書の提出
一八〇	関稅定率法施行令第五十四條の十三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十六條の四の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一八一	関稅定率法施行令第五十四條の十七において準用する同令第五十四條の十三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十六條の八において準用する同令第二十六條の四の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）
一八二	関稅定率法施行令第五十六條第一項及び第二項に規定する届出
一八三	関稅定率法施行令第五十六條の三において読み替えて準用する同令第五十六條第一項及び第二項に規定する届出
一八四	関稅定率法施行令第五十六條の四において読み替えて準用する同令第五十六條第一項及び第二項に規定する届出
一八五	関稅定率法施行令第六十條の規定による報告
一八六	関稅定率法施行令第六十一條において準用する同令第十一條の二の規定による届出
一八七	関稅定率法施行令第六十一條の三第一項の規定による証拠を提出する旨を記載した書面の提出
一八八	関稅定率法施行令第六十一條の七第四項の規定による確認の申請書の提出
一八九	関稅定率法施行令第六十一條の八第一項の規定による申立書の提出
一九〇	関稅定率法施行令第六十一條の九第一項の規定により承認を受けたい旨を記載した書面の提出
一九一	関稅定率法施行令第六十一條の九第二項の規定により承認を受けたい旨等を記載した書面の提出
一九二	関稅定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二條の三の

二〇一	規定による承認の申請
二〇二	関税法施行規則第四条の規定による承認の申請
二〇三	関税法施行規則第六条の二の規定による承認の申請
二〇四	関税法施行規則第六十六条第一項の規定による承認の申請
二〇五	関税法施行規則第六十六条第二項の規定による届出
二〇六	関税法施行規則第七十一条の規定による承認の申請
二〇七	関税法施行規則第七十一条の規定による還付の申請
二〇八	関税法施行規則第七十一条の規定による書類の提出
二〇九	関税法施行規則第八十一条の規定による期間延長の承認の申請
二一〇	関税法施行規則第九十一条の規定による承認の申請
二一一	関税法施行規則第十一条の規定による関税の軽減の申請
二一二	関税法施行規則第十一条の四第一項の規定による承認の申請
二一三	関税法施行規則第三十五条政令第六十九条（第三条第二項の規定による承認の申請
二一四	関税法施行規則第十一条の規定による報告
二一五	関税法施行規則第二十条第一項の規定による届出
二一六	関税法施行規則第二十三条第二項において準用する同令第二十条第一項の規定による届出
二一七	関税法施行規則第四十六条第一項の規定による同項各号に掲げる事項を記載した申請書の提出
二一八	関税法施行規則第五十二条ただし書の規定による承認の申請
二一九	関税法施行規則第五十三条の規定による承認の申請
二二〇	関税法施行規則第六十三条第六項、第八項、第十一項、第十三項及び第十五項の規定による報告
二二一	関税法施行規則第六十六条第一項及び第二項の規定による届出
二二二	関税法施行規則第六十七条の三第二項の規定による届出

一九三	規定による承認の申請
一九四	関税法施行規則第四条の規定による承認の申請
一九五	関税法施行規則第六条の二の規定による承認の申請
一九六	関税法施行規則第六十六条第一項の規定による還付の申請
一九七	関税法施行規則第六十六条第二項の規定による届出
一九八	関税法施行規則第七十一条の規定による承認の申請
一九九	関税法施行規則第七十一条の規定による還付の申請
二〇〇	関税法施行規則第七十一条の規定による書類の提出
二〇一	関税法施行規則第八十一条の規定による期間延長の承認の申請
二〇二	関税法施行規則第九十一条の規定による承認の申請
二〇三	関税法施行規則第十一条の規定による関税の軽減の申請
二〇四	関税法施行規則第十一条の四第一項の規定による承認の申請
二〇五	関税法施行規則第三十五条政令第六十九条（第三条第二項の規定による承認の申請
二〇六	関税法施行規則第十一条の規定による報告
二〇七	関税法施行規則第二十条第一項の規定による届出
二〇八	関税法施行規則第二十三条第二項において準用する同令第二十条第一項の規定による届出
二〇九	関税法施行規則第四十六条第一項の規定による同項各号に掲げる事項を記載した申請書の提出
二一〇	関税法施行規則第五十二条ただし書の規定による承認の申請
二一一	関税法施行規則第五十三条の規定による承認の申請
二一二	関税法施行規則第六十三条第六項、第八項、第十一項、第十三項及び第十五項の規定による報告
二一三	関税法施行規則第六十六条第一項及び第二項の規定による届出
二一四	関税法施行規則第六十七条の三第二項の規定による届出

二二三	関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）第一条の規定による確認の申請
二二四	関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）第三条第一項の規定による提出の猶予の申請
二二五	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第四条第二項の規定による承認の申請
二二六	とん税法第九条第一項の規定による承認の申請
二二七	とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
二二八	とん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
二二九	とん税法施行令第四条の規定による証明
二三〇	特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第四条第二項の規定による承認の申請
二三一	特別とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
二三二	特別とん税法施行令第三条第一項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
二三三	通関業法第三条の規定による許可の申請
二三四	通関業法第八条の規定による許可の申請
二三五	通関業法第十二条の規定による届出
二三六	通関業法第二十二条の規定による届出又は報告
二三七	通関業法第二十四条の規定による免除の申請書の提出
二三八	通関業法第三十一条の規定による届出
二三九	通関業法第三十六条の規定による届出
二四〇	通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第四条第一項の

二二五	関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）第一条の規定による確認の申請
二二六	関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）第三条第一項の規定による提出の猶予の申請
二二七	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第四条第二項の規定による承認の申請
二二八	とん税法第九条第一項の規定による承認の申請
二二九	とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
二三〇	とん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
二三一	とん税法施行令第四条の規定による証明
二三二	特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第四条第二項の規定による承認の申請
二三三	特別とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
二三四	特別とん税法施行令第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出
二三五	通関業法第三条の規定による許可の申請
二三六	通関業法第八条の規定による許可の申請
二三七	通関業法第十二条の規定による届出
二三八	通関業法第二十二条の規定による届出又は報告
二三九	通関業法第二十四条の規定による免除の申請書の提出
二四〇	通関業法第三十一条の規定による届出
二四一	通関業法第三十六条の規定による届出
二四二	通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第四条第一項の

規定による承認の申請

二四一 通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）第五条の規定による書面（同条各号に掲げるものを除く。）の提出

二四二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項に規定する入港届及び積荷目録、同条第二項に規定する入港届並びに同法第十七条に規定する出港届の提出

二四三 地位協定特例法第八条ただし書の規定による承認の申請

二四四 地位協定特例法第十条第一項の規定による承認の申請

二四五 地位協定特例法第十一条第一項の規定による申告

二四六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号。以下「地位協定特例法施行令」という。）第七条第一項後段の規定による変更の申請

二四七 地位協定特例法施行令第八条第一項の規定による申告

二四八 地位協定特例法施行令第九条の規定による届出

二四九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号。以下「相互防衛援助協定特例法」という。）第二条第一項の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）

二五〇 相互防衛援助協定特例法第三条第一項の規定による承認の申請

二五一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百三号。以下「相互防衛援助協定特例法施行令」という。）第三条第二項の規定

規定による承認の申請

二三三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項に規定する入港届及び積荷目録、同条第二項に規定する入港届並びに同法第十七条に規定する出港届の提出

二三四 地位協定特例法第八条ただし書の規定による承認の申請

二三五 地位協定特例法第十条第一項の規定による承認の申請

二三六 地位協定特例法第十一条第一項の規定による申告

二三七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号。以下「地位協定特例法施行令」という。）第七条第一項後段の規定による変更の申請

二三八 地位協定特例法施行令第八条第一項の規定による申告

二三九 地位協定特例法施行令第九条の規定による届出

二四〇 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号。以下「相互防衛援助協定特例法」という。）第二条第一項の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）

二四一 相互防衛援助協定特例法第三条第一項の規定による承認の申請

二四二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百三号。以下「相互防衛援助協定特例法施行令」という。）第三条第二項の規定

二五二	による証明書の交付のための滅失の申告（税関長に対するものに限る。） 相互防衛援助協定特例法施行令第四条第一項後段の規定による変更の申請
二五三	相互防衛援助協定特例法施行令第五条第一項の規定による届出
二五四	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条において準用する地位協定特例法第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項に規定する入港届及び積荷目録、同条第二項に規定する入港届並びに同法第十七条に規定する出港届の提出
二五五	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十三条第四項において準用する関稅定率法第二十条の二第二項の規定による届出又は用途外使用の承認の申請
二五六	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第四項において準用する関稅定率法第二十条の二第三項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関稅の軽減の申請
二五七	沖縄の復帰に伴う国稅關係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第百十七条第三項の規定による変更の届出
二五八	自家用自動車の一時期輸入に関する通關条約の実施に伴う関稅法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号。以下「自家用自動車特例法」という。）第五条第二項の規定による承認の申請
二五九	自家用自動車特例法第七条第一項の規定による認可の申請
二六〇	自家用自動車特例法第七条第五項の規定による届出
二六一	自家用自動車特例法第七条第七項の規定による届出
二六二	自家用自動車の一時期輸入に関する通關条約の実施に伴う関稅法等の特

二四三	による証明書の交付のための滅失の申告（税関長に対するものに限る。） 相互防衛援助協定特例法施行令第四条第一項後段の規定による変更の申請
二四四	相互防衛援助協定特例法施行令第五条第一項の規定による届出
二四五	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条において準用する地位協定特例法第五条第一項ただし書の規定による関稅法第十五条第一項に規定する入港届及び積荷目録、同条第二項に規定する入港届並びに同法第十七条に規定する出港届の提出
二四六	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十三条第四項において準用する関稅定率法第二十条の二第二項の規定による届出又は用途外使用の承認の申請
二四七	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第四項において準用する関稅定率法第二十条の二第三項において準用する同法第十三条第七項ただし書に規定する亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関稅の軽減の申請
二四八	沖縄の復帰に伴う国稅關係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第百十七条第三項の規定による変更の届出
二四九	自家用自動車の一時期輸入に関する通關条約の実施に伴う関稅法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号。以下「自家用自動車特例法」という。）第五条第二項の規定による承認の申請
二五〇	自家用自動車特例法第七条第一項の規定による認可の申請
二五一	自家用自動車特例法第七条第五項の規定による届出
二五二	自家用自動車特例法第七条第七項の規定による届出
二五三	自家用自動車の一時期輸入に関する通關条約の実施に伴う関稅法等の特

	例に関する法律施行令（昭和三十九年政令第百八十二号。以下「 <u>家用自動車特例法施行令</u> 」という。）第四条第一項の規定による書類の提出
二六三	家用自動車特例法施行令第五条第一項の規定による承認の申請
二六四	家用自動車特例法施行令第五条第三項の規定による届出
二六五	家用自動車特例法施行令第六条第一項の規定による書類の提出
二六六	家用自動車特例法施行令第六条第二項に規定する輸入税の軽減の申請
二六七	家用自動車特例法施行令第八条の規定による書類の提出
二六八	家用自動車特例法施行令第九条の規定による書類の提出
二六九	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。以下「 <u>コンテナー特例法</u> 」という。）第四条の規定による期間延長又は用途外使用の承認の申請
二七〇	コンテナー特例法第五条第二項において準用する関稅定率法第十三条第七項ただし書の規定による亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関稅の軽減の申請
二七一	コンテナー特例法第八条第三項の規定による届出
二七二	コンテナー特例法第十一条第一項の規定による認可の申請
二七三	コンテナー特例法第十一条第五項の規定による届出
二七四	コンテナー特例法第十一条第七項の規定による届出
二七五	コンテナー特例法第十四条第一項の規定による承認の申請
二七六	コンテナー特例法第十五条第二項において準用するコンテナー特例法第十四条第一項の規定による承認の申請
二七七	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七

	例に関する法律施行令（昭和三十九年政令第百八十二号。以下「 <u>家用自動車特例法施行令</u> 」という。）第四条第一項の規定による書類の提出
二五四	家用自動車特例法施行令第五条第一項の規定による承認の申請
二五五	家用自動車特例法施行令第五条第三項の規定による届出
二五六	家用自動車特例法施行令第六条第一項の規定による書類の提出
二五七	家用自動車特例法施行令第六条第二項に規定する輸入税の軽減の申請
二五八	家用自動車特例法施行令第八条の規定による書類の提出
二五九	家用自動車特例法施行令第九条の規定による書類の提出
二六〇	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。以下「 <u>コンテナー特例法</u> 」という。）第四条の規定による期間延長又は用途外使用の承認の申請
二六一	コンテナー特例法第五条第二項において準用する関稅定率法第十三条第七項ただし書の規定による亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関稅の軽減の申請
二六二	コンテナー特例法第八条第三項の規定による届出
二六三	コンテナー特例法第十一条第一項の規定による認可の申請
二六四	コンテナー特例法第十一条第五項の規定による届出
二六五	コンテナー特例法第十一条第七項の規定による届出
二六六	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七

二八八	号。以下「コンテナー特例法施行令」という。）第四条の規定による届出
二七八	コンテナー特例法施行令第十一条の規定による書面の提出
二七九	コンテナー特例法施行令第十二条第一項の規定による確認の申請
二八〇	コンテナー特例法施行令第十二条第四項の規定による証紙のはり付けに係る報告
二八一	コンテナー特例法施行令第十九条第三項の規定による報告
二八二	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号。以下「ATA条約特例法」という。）第四条ただし書の規定による期間延長の承認の申請
二八三	ATA条約特例法第五条第一項の規定による認可の申請
二八四	ATA条約特例法第五条第五項の規定による届出
二八五	ATA条約特例法第五条第七項の規定による届出
二八六	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百十七号）第五条の規定による届出
二八七	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第一項の規定に基づき輸入申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告
	イ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十七条
	ロ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の三
	ハ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十八条
	ニ 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十一条及び地方道路税法（昭和三十年法律第四号）第七条第一項
	ホ 石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）第十七条
	ヘ 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十四条
二八八	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条の規定による

二六七	号。以下「コンテナー特例法施行令」という。）第四条の規定による届出
二六八	コンテナー特例法施行令第十一条の規定による書面の提出
二六九	コンテナー特例法施行令第十二条第一項の規定による確認の申請
二七〇	コンテナー特例法施行令第十二条第四項の規定による証紙のはり付けに係る報告
二七一	コンテナー特例法施行令第十九条第三項の規定による報告
二七二	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号。以下「ATA条約特例法」という。）第四条ただし書の規定による期間延長の承認の申請
二七三	ATA条約特例法第五条第一項の規定による認可の申請
二七四	ATA条約特例法第五条第五項の規定による届出
二七五	ATA条約特例法第五条第七項の規定による届出
二七六	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百十七号）第五条の規定による届出
二七七	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第一項の規定に基づき輸入申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告
	イ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十七条
	ロ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の三
	ハ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十八条
	ニ 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十一条及び地方道路税法（昭和三十年法律第四号）第七条第一項
	ホ 石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）第十七条
	ヘ 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十四条
二七七	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条の規定による

二八九	更正の請求（税関長に対するものに限る。） 国税通則法第五十一条第二項の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）
二九〇	国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第十八条第一項の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）
二九一	国税通則法施行令第二十三条第二項の規定による書面の提出（過誤納金に係るものに限る。）
二九二	消費税法第五十一条第一項の規定による申請書の提出
二九三	消費税法第五十一条第二項の規定による申請書の提出
二九四	酒税法第三十条の六第二項の規定による申請書の提出
二九五	酒税法第三十条の六第三項の規定による申請書の提出
二九六	たばこ税法第二十二條第二項の規定による申請書の提出
二九七	たばこ税法第二十二條第三項の規定による申請書の提出
二九八	揮発油税法第十三条第二項の規定による申請書の提出
二九九	石油ガス税法第二十条第二項の規定による申請書の提出
三〇〇	石油石炭税法第十八条第二項の規定による申請書の提出
三〇一	石油石炭税法第十八条第四項の規定による申請書の提出
三〇二	たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十一条第二項の規定による申請書の提出
三〇三	たばこ事業法第十四条第三項の規定による届出
三〇四	たばこ事業法第十五条の規定による届出
三〇五	たばこ事業法第十六条第一項の規定による届出
三〇六	塩事業法（平成八年法律第三十九号）第三条第四項の規定による報告（塩特定販売業者に係るものに限る。）
三〇七	塩事業法第十六条第一項の規定による申請書の提出
三〇八	塩事業法第十七条において準用する同法第八条第三項の規定による届出
三〇九	塩事業法第十七条において準用する同法第九条の規定による届出

二七八	更正の請求（税関長に対するものに限る。） 国税通則法第五十一条第二項の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）
二七九	国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第十八条第一項の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）
二八〇	国税通則法施行令第二十三条第二項の規定による書面の提出（過誤納金に係るものに限る。）
二八一	消費税法第五十一条第一項の規定による申請書の提出
二八二	消費税法第五十一条第二項の規定による申請書の提出
二八三	酒税法第三十条の六第一項の規定による申請書の提出
二八四	酒税法第三十条の六第三項の規定による申請書の提出
二八五	たばこ税法第二十二條第二項の規定による申請書の提出
二八六	たばこ税法第二十二條第三項の規定による申請書の提出
二八七	揮発油税法第十三条第二項の規定による申請書の提出
二八八	石油ガス税法第二十条第二項の規定による申請書の提出
二八九	石油石炭税法第十八条第二項の規定による申請書の提出
二九〇	石油石炭税法第十八条第四項の規定による申請書の提出
二九一	たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十一条第二項の規定による申請書の提出
二九二	たばこ事業法第十四条第三項の規定による届出
二九三	たばこ事業法第十五条の規定による届出
二九四	たばこ事業法第十六条第一項の規定による届出
二九五	塩事業法（平成八年法律第三十九号）第三条第四項の規定による報告（塩特定販売業者に係るものに限る。）
二九六	塩事業法第十六条第二項の規定による申請書の提出
二九七	塩事業法第十七条において準用する同法第八条第三項の規定による届出
二九八	塩事業法第十七条において準用する同法第九条の規定による届出

三〇	塩事業法第十七条において準用する同法第十二条第一項の規定による届出
三一	塩事業法第十八条第一項の規定による届出
三二	塩事業法第十八条第二項の規定による届出
三三	塩事業法第十八条第三項の規定による届出
三四	塩事業法第三十条第一項の規定による報告（塩特定販売業者及び特殊用塩特定販売業者に係るものに限る。）
三五	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（平成十五年財務省令第十号）第三条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三六	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第四条第一項の規定による財産目録等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三七	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第四条第二項の規定による名簿の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三八	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第五条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三九	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第六条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
四〇	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第七条の規定による事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
四一	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第八条の規定による変更後の事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

二九九	塩事業法第十七条において準用する同法第十二条第一項の規定による届出
三〇〇	塩事業法第十八条第一項の規定による届出
三〇一	塩事業法第十八条第二項の規定による届出
三〇二	塩事業法第十八条第三項の規定による届出
三〇三	塩事業法第三十条第一項の規定による報告（塩特定販売業者及び特殊用塩特定販売業者に係るものに限る。）
三〇四	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（平成十五年財務省令第十号）第三条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三〇五	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第四条第一項の規定による財産目録等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三〇六	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第四条第二項の規定による名簿の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三〇七	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第五条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三〇八	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第六条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三〇九	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第七条の規定による事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三一一	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第八条の規定による変更後の事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三三二	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第九条の規定による事業報告書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三三	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十条の規定による認可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三四	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十三条第一項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三五	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十三条第二項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三六	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十四条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三七	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十五条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三八	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成五年大蔵省令第三十六号）第一条の三の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三九	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第一条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三〇	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第三条第一項の規定による事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三一	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省

三三一	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第九条の規定による事業報告書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三二	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十条の規定による認可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三三	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十三条第一項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三四	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十三条第二項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三五	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十四条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三六	財務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第十五条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三七	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成五年大蔵省令第三十六号）第一条の三の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三八	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第一条の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三九	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第三条第一項の規定による事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三〇	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省

三三三	令第三条第二項の規定による変更後の事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三二	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第四条の規定による事業概要報告書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三一	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第六条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三三〇	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第七条の規定による申立書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二九	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第八条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二八	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第九条の規定による申請書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二七	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十条第一項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二六	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十条第二項において準用する同条第一項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二五	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十一条の規定による申請書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二四	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十二条の規定による申請書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三二二	令第三条第二項の規定による変更後の事業計画書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二一	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第四条の規定による事業概要報告書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三二〇	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第六条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三一九	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第七条の規定による申立書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三一八	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第八条の規定による許可の申請（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三一七	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第九条の規定による申請書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三一六	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十条第一項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三一五	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十条第二項において準用する同条第一項の規定による届出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三一四	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十一条の規定による申請書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）
三一三	財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十二条の規定による申請書等の提出（主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。）

三四一	<p>委任されたものに限る。)</p> <p>財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十三条の規定による届出(主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。)</p>
三四二	<p>財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十六条の規定による信託終了報告書等の提出(主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。)</p>

三三一	<p>委任されたものに限る。)</p> <p>財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十三条の規定による届出(主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。)</p>
三三二	<p>財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令第十六条の規定による信託終了報告書等の提出(主務大臣の権限が税関長に委任されたものに限る。)</p>

たばこ特別税に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十二号）（附則第一条関係）

改 正 案

第一欄	（省略）	税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に關する省令（平成十五年財務省令第七号）
第二欄	（省略）	別表第二八七号
第三欄	（省略）	第十八条
第四欄	（省略）	第十八条及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律（平成十年法律第百三十七号）第十二条第一項（たばこ税法第十八条に係る部分に限る。）

たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

現 行

第一欄	（省略）	税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に關する省令（平成十五年財務省令第七号）
第二欄	（省略）	別表第二七六号
第三欄	（省略）	第十八条
第四欄	（省略）	第十八条及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律（平成十年法律第百三十七号）第十二条第一項（たばこ税法第十八条に係る部分に限る。）

たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。